

土地区画整理審議会開催の報告

【第52回土地区画整理審議会】

開催日：平成26年6月5日
出席委員：13名

第1号議案の仮換地指定については、正連寺地区の都市軸整備関連はじめ、十余二地区の県道守谷流山線関連整備など8箇所では仮換地指定面積約0.7haの仮換地指定を諮問し、承認されました。

また、第2号議案の事業施行地区内の保留地設定について、172街区6の保留地が同意され、保留地設定されました。

【第53回土地区画整理審議会】

開催日：平成26年9月17日
出席委員：16名

第1号議案の土地区画整理事業施行地区内の仮換地指定について、正連寺地区整備関連及び、若柴地区整備関連及び、十余二地区整備関連などの24箇所では仮換地指定面積約1.2haの仮換地指定をし、承認されました。

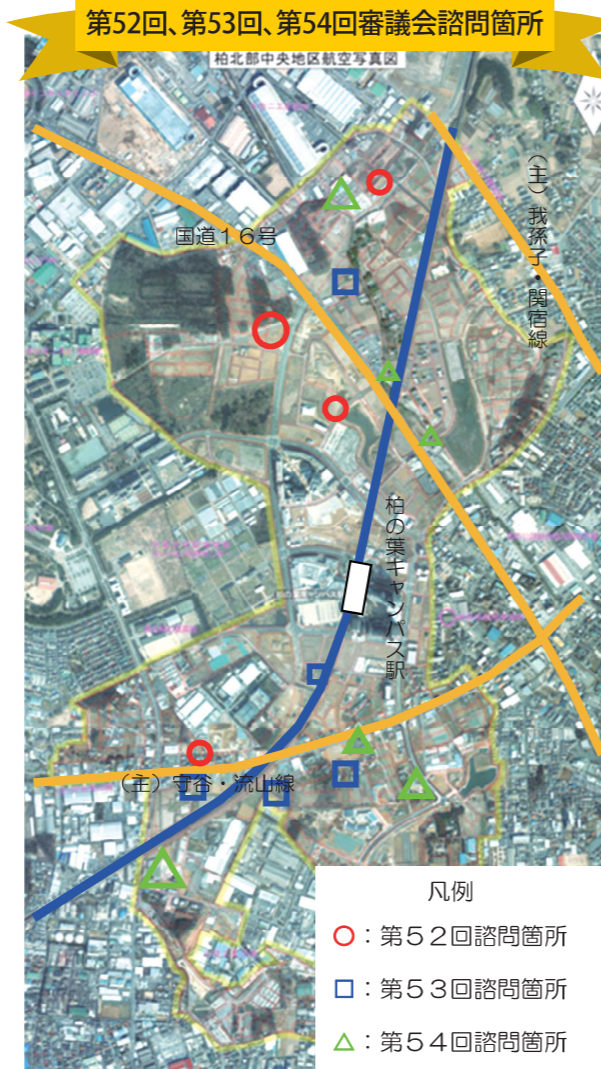
また、第2号議案の事業施行地区内の保留地設定について、167街区1の保留地が同意され、保留地設定されました。

【第54回土地区画整理審議会】

開催日：平成26年12月18日
出席委員：15名

第1号議案の仮換地指定について、正連寺地区整備関連はじめ、十余二地区整備関連及び、県道守谷流山線整備関連などの34箇所では仮換地指定面積約3.3haの仮換地指定を諮問し、承認されました。

これにより、平成26年度12月末までの仮換地指定率は約55%の進捗になりました。平成26年度の次回審議会開催については、平成27年3月を予定しております。



お問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。
※第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いいたします。

《千葉県 柏区画整理事務所》

〒277-0871 柏市若柴160-1

管理移転課 04-7134-1211 (移転補償等)

換地課 04-7134-1247 (換地、建築に係る76条申請、区画整理だより等)

工務課 04-7134-1294 (宅地造成、道路整備、調整池工事等)

F A X 04-7134-1299



区画整理だより

公開勉強会「柏の葉らしい景観づくりとは？」

～屋外広告物から考える自律的な地域マネジメント～



柏市と柏の葉アーバンデザインセンター(UDCK)の共催により、景観についての公開勉強会を開催いたします。

今回は「屋外広告物」に着目し、実際にまちづくりで活躍されている講師をお招きして、地域の価値を維持・向上させていく地域マネジメントについて考えたいと思います。どなたでも参加いただけますので、ふるってご参加下さい。

詳細につきましては、下記主催者までお問い合わせください。



■開催概要

日時：2月27日(金)

17:30～19:00

(受付開始17:15)

会場：東京大学柏の葉キャンパス駅前
サテライト1階UDCK

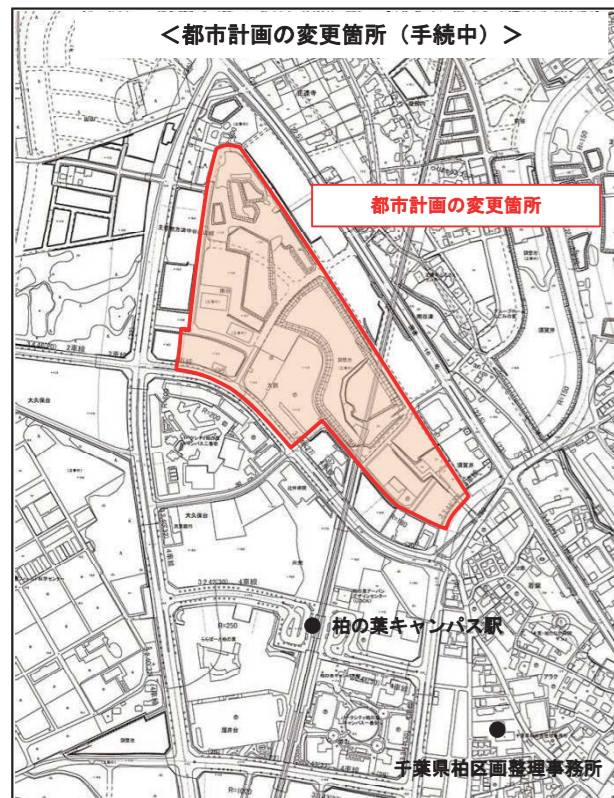
問い合わせ先

柏市都市計画課 04-7167-1144

UDCK 04-7140-9686

<http://www.udck.jp>

都市計画の変更について



柏北部中央地区では平成20年3月から「柏の葉国際キャンパスタウン構想」に基づいたまちづくりが進められていますが、平成26年3月に構想の充実化が図られました。

柏市では、構想の充実化に伴い、柏の葉キャンパス駅周辺地区の一部において、魅力あるまちづくりを目指した都市計画変更(用途地域、地区計画)の手続きを進めており、平成27年6月頃に都市計画決定する予定です。

変更内容など詳細につきましては、柏市都市計画課までお問い合わせください。
電話：04-7167-1144

保留地の販売状況

平成26年度における保留地販売は、7画地を販売し、6画地が落札され、売却金額は約27.6億円になりました。なお、現在までの売却金額は、事業計画保留地処分金60,917百万円に対し、約44%(平成27年1月末現在)の進捗となっています。

今後も、処分計画に基づき、さらなる保留地の売却を促進してまいります。

保留地の分譲等に御関心のある方は、下記までお問い合わせください。

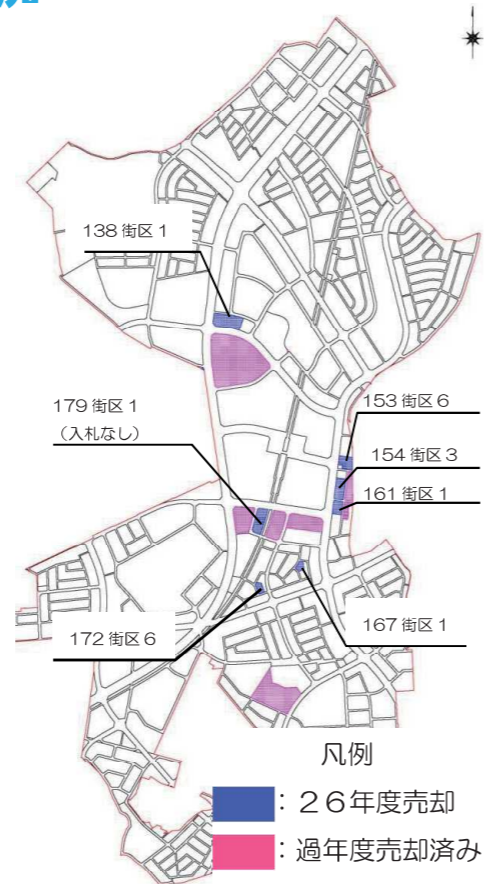
問合せ先：千葉県県土整備部市街地整備課

販売促進担当

電話：043-223-3551

ホームページ：

<http://www.pref.chiba.lg.jp/tosei/baikyaku-bunjou/kenyuuchi/tsukuba-horyuu/kashiwahokubu/>



宅内建柱の御協力のお願い

柏北部中央地区では、安全性・景観への配慮から、各家庭や事業所などに電力や電話などを供給するために必要な電柱を宅地内に設置する計画をしております。

電柱を宅地内に設置することにより「安全で住みよいまちづくり」が可能になりますので、皆様のご理解・御協力をよろしくお願いいたします。

電柱が路上に設置されると……

- ・電柱による死角が飛び出し事故の原因となる。
- ・電柱により道幅が狭められ、歩行者や自転車だけでなく、ベビーカーや車いすの交通の妨げになる。



宅地内に電柱を設置すると

電柱を宅地内に設置することの効果……

- ・道路での視野が広がり、歩行者や自転車などの通行がより安全になる。
- ・電柱への違法広告などが制御され、まちの美観が図れる。



【電柱設置の流れ】

皆様の宅地整備に併せて、NTT東日本(株)や東京電力(株)から具体的な宅内建柱の協議に伺いますので、ご協力をお願いいたします。

換地課からのお願い

1. 権利が変動した場合はお知らせください

当該土地区画整理事業施行地区内で、売買や贈与等により土地や建物の所有権移転があった場合、所有権移転登記を行った後、出来るだけ早くお知らせください。届出用紙は、当事務所に用意してあります。

2. 建築行為等を行う場合はご相談ください

土地区画整理事業施行地区内では、事業が完了するまでの間(換地処分の公告の日まで)事業の障害となるおそれがある次の建築行為等を行う時は、許可が必要となります。事前に当事務所にお越しいただき、申請(土地区画整合法第76条申請)、事前相談を行っていただくようお願いいたします。

- ①建築物、その他の工作物の新築、改築及び増築
- ②土地の形質の変更(切土、盛土、土砂・瓦礫等の搬入たい積等)
- ③移転が容易でない物件(重量が5t超)の設置またはたい積

なお、事前相談の後、申請書をお渡ししますので、必要事項を御記入の上、柏市北部整備課へ申請書を提出していただきます。